

岐阜県公報

号外 (十九) 平成二十七年四月一日

目 次

規 則

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則

(地域医療推進課)

ページ
一

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内で医師が特に不足している診療科に係る地域医療の確保を図るために、特定の診療科の専門性に関する研修（以下「専門医研修」という。）を受けている医師であつて、専門医研修の修了後に県内の医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。）において同法第三十条の四第一項第五号イからヘまでに掲げる医療に係る業務（以下単に「業務」といつ。）に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して専門医研修に必要な研修資金（以下「研修資金」といつ。）を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者等)

第一条 研修資金の貸付けの対象者は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の臨床研修の修了後に、国内で専門医研修を受けている医師（以下「専門医研修医」といつ。）であつて、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、次に掲げる診療科（以下「特定診療科」といつ。）の業務に従事する意思のあるものとする。ただし、専門医研修に關し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者は、貸付けの対象者としない。

一 産婦人科
二 小児科
三 救急科

四 麻酔科

- 2 研修資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。
(研修資金の貸付額及び貸付期間)

第三条 研修資金の貸付額は、次の各号に掲げる専門研修医の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる診療科に係る専門研修医 月額二十万円
二 前条第一項第二号から第四号までに掲げる診療科に係る専門研修医 月額十万円
2 研修資金を貸し付ける期間は、専門医研修を修了するまでの期間とし、三年を超える」とができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(貸付けの申請)

第四条 研修資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、研修資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
二 貸付申請者の住民票の写し
三 専門医研修計画書
四 専門医研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書
五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第五条 貸付申請者は、申請に当たり連帯保証人（以下「保証人」という。）一人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第六条 知事は、第四条の規定による研修資金貸付申請書の提出があったときは、審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、研修資金貸付決定通知書（別記第一号様式）又は研修資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。

(研修資金の交付)

第七条 第三条第一項に規定する研修資金は、十一月分を一括して交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

(借用証書)

- 第八条 第六条第一項の研修資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、研修資金の貸付けを受けた後、直ちに研修資金借用証書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出義務)

第九条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第五号様式）にその事實を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 専門医研修を中断したとき。

三 専門医研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 専門医研修を再開したとき。

五 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき 又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

六 専門医研修に關し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

七 研修資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

- 2 研修資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第五号様式）にその事實を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、研修資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 前項第一号又は第五号に該当するとき。

二 専門医研修を修了したとき。

三 専門医研修の修了後、知事が指定する医療機関で業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に從事しなくなったとき。

四 専門医の認定を受けたとき。

五 業務に從事する医療機関を変更したとき。

- 3 借受人は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、研修資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

- 4 貸付決定者又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出

なければならない。

(保証人の変更)

第十一条 貸付決定者又は借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなつたときは、速やかに代わりの保証人を立てなければならぬ。

(貸付けの決定の取消し等)

第十二条 知事は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 専門医研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため、専門医研修を継続する見込みがなくなつたと認められたとき。
- 三 専門医研修に關し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- 四 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるほか、研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 貸付決定者が専門医研修を中断したときは、中断した日が属する月の翌月分から専門医研修を再開した日が属する月までの期間に係る研修資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、当該期間に係る研修資金として既に交付した研修資金があるときは、当該貸付決定者が当該専門医研修を再開した日が属する月の翌月以後の月に係る研修資金として貸し付けられたものとみなす。

(研修資金の返還)

第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日が属する月の翌月から起算して一年以内に、貸付けを受けた研修資金の額に、貸付けを受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる事由が生じた日までの期間(次条第四項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。)の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加えた額の総額(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に掲げる事由が生じた日が属する月の翌月から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間(第十七条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算し

た期間)内に一括して、又は分割して返還することができる。

一 前条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなつたときは、その理由を記載した研修資金返還方法変更承認申請書(別記第八号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 借受人は、研修資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に研修資金返還明細書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 借受人は、前項の規定により提出した研修資金返還明細書の内容を変更しようとするとときは、その理由を記載した研修資金返還方法変更承認申請書(別記第八号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 借受人は、前項の規定により提出した研修資金返還明細書の内容を変更しようとするときは、その理由を記載した研修資金返還方法変更承認申請書(別記第八号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十四条 知事は、借受人が専門医の認定を受けた後、研修資金の貸付けを受けた期間の一倍に相当する期間(借受人が専門医研修の修了後に大学院の医学を履修する課程に在学することとなつた場合は、貸付けを受けた期間に四年を加えた期間)内において貸付けを受けた期間と同期間、知事が指定する医療機関で特定診療科の医師として業務に従事したときは、当該研修資金の返還債務の全部を免除するものとする。

2 専門医研修を修了してから専門医の認定を受けたまでの期間及び大学院の医学を履修する課程に在学する期間において、借受人が知事が指定する医療機関で特定診療科の医師として業務に従事した期間がある場合は、当該期間を前項の規定により研修資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間(以下「業務従事期間」という。)に算入するものとする。

3 前項に規定する業務従事期間の計算は、当該業務従事期間の初日が属する月から当該業務従事期間の末日が属する月までの月数とする。ただし、当該業務従事期間の末日が属する月において再び業務に従事することとなつたときは、その月を一月として計算するものとする。

4 病気、災害、出産その他やむを得ない理由のため、借受人が業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間は業務従事期間に算入しない。

5 第一項の規定にかかると、借受人が、業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかつたときは、当該研修資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第十四条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、借受人が、死」、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなつたと認められるとき、又は研修資金の返還が困難と認められるときは、当該研修資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還債務の免除の申請)

第十五条 前二条の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、研修資金返還免除申請書（別記第九号様式）に免除を受ける資格を有することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除の決定)

第十六条 知事は、前条の規定により研修資金返還免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、研修資金返還免除決定通知書（別記第十号様式）又は研修資金返還免除不承認決定通知書（別記第十一号様式）によるものとする。

(返還の猶予)

第十七条 知事は、借受人が、疾病、災害その他やむを得ない事由により研修資金の返還が困難であると認めるときは、当該事由が継続する期間、研修資金の返還債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、研修資金返還猶予申請書（別記第十二号様式）に前項の事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十八条 知事は、前条第一項の規定により研修資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、研修資金返還猶予決定通知書（別記第十三号様式）又は研修資金返還猶予不承認決定通知書（別記第十四号様式）によるものとする。

(延滞利息)

第十九条 借受人は、研修資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき県税の延滞金の例により計算した延滞利息（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

(雑則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸付けに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

研修資金貸付申請書

本 人	ふりがな			生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	氏 名					
	研修を受ける 診療科名			貸付申請額	月額	円
	研修プログラム 名					
	主たる研修先 の医療機関の 名称及び住所					
	研修開始年月	年 月		修了予定年月	年 月	
	医籍登録番号	第 号		医籍登録 年 月 日	年 月 日	
	現住所及び電話 番号	〒 () 携帯電話				
	帰省先住所及び 電話番号	〒 ()				
	メールアドレス	携帯メール： P Cメール：				
貸付けを受けよ うとする期間	年 月 日から		年 月 日まで			
本研修資金以外の修学資金又は研修資金の受給について						
1 受けている (名称) 2 受ける予定がある (名称) 3 なし						
添 付 書 類	1 履歴書 2 貸付申請者の住民票の写し 3 専門医研修計画書 4 主たる研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書 5 その他知事が必要と認める書類 (1、2 及び 4 に掲げる書類は、継続の貸付けを申請する場合にあっては、添付不要)					

上記のとおり、岐阜県特定診療科医師研修資金の貸付けを受けたいので申請します。

なお、貸付けを受けることとなったうえは、岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則の規定を遵守し、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、業務に従事することを誓います。

年 月 日

申請者氏名

(印)

岐阜県知事 様

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は受けしておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連帯保証人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	(印)	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

備考 「本研修資金以外の修学資金又は研修資金の受給について」の欄については、該当するものの数字をで囲んだうえで、所要事項を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

研修資金貸付決定通知書

第 年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けて申請のあつた岐阜県特定診療科医師研修資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	年 月 ~ 年 月
貸付金の交付時期	年 月

備考 研修資金を返還することになった場合は、年10%の利息が加算されます。

第3号様式（第6条関係）

研修資金貸付不承認決定通知書

第
年
月
日
号
印

年
月
～
年
月

借
用
期
間

借
用
金
額
円

岐阜県知事

年　月　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医師研修資金の貸付
につきましては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県特定診療科医師研
修資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

岐阜県特定診療科医師研修資金を上記のとおり借用しました。

年　月　日
貸付決定番号 第　号
住 所 名
姓 氏
〔印〕

岐阜県知事　様

記

第4号様式（第8条関係）

研修資金借用証書

年　月　日	貸付決定番号 第　号
姓 氏 〔印〕	住 所 名
岐阜県知事　様	
記	
理由	

第5号様式（第9条関係）

届出書

年月日

岐阜県知事様

岐阜県知事様

届出者（本人）住所

連絡先（電話番号）
貸付決定番号 第 号

印

借受人（本人）住所
氏名連絡先（電話番号）
貸付決定番号 第 号

印

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第9条
 第1項
 第2項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	届出事項の発生年月日	届出内容

第6号様式（第9条関係）

業務等状況報告書

年月日

岐阜県知事様

医療機関の名称
医療機関の所在地医療機関の名称
医療機関の所在地

印

岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 業務従事対象医療機関に勤務しています。	医療機関の名称 医療機関の所在地
2 業務従事対象外医療機関に勤務しています。	医療機関の名称 医療機関の所在地
3 その他	

備考

- 1 業務従事対象医療機関とは、岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項の知事が指定する医療機関をいうこと。
- 2 上記1から3までのうち該当する番号をで囲み、所要事項を記入すること。
- 3 現在の状況を証する書類を添付すること。
- 4 毎年4月1日現在の状況について記載すること。

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

第7号様式(第12条関係)

研修資金返還明細書			
返還金額	円		
返還方法	1 一括払い 2 その他(年賦・半年賦)		
返還期間	年 月から 年 月まで		返還回数 回
1回当たりの返還額	第 1 回	円	第 2 回以後 円
返還理由	岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第12条第1項第 号該当		
この資金を借用し研修を受けた期間	年 月 ~ 年 月 (か月)		

上記のとおり、岐阜県特定診療科医師研修資金を返還します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人住所
氏名
電話番号

(印)

連帯保証人住所
氏名
電話番号

(印)

備考 返還方法は、該当するものを で囲むこと。

第8号様式 (第12条関係)

研修資金返還方法変更承認申請書			
返還金額	円		
返還方法	現在	1 一括払い	2 その他(年賦・半年賦)
	今後	1 一括払い	2 その他(年賦・半年賦)
返還金額の算出	借受金額	円	
	既返還額	円	
	既免除額	円	
	返還方法変更後の返還金額	円	
変更後の返還期間	年 月から 年 月まで	変更後の 返還回数	回
変更後1回当たりの返還額	第1回 円	第2回以後	円
変更しようとする理由			
上記のとおり、岐阜県特定診療科医師研修資金の返還方法を変更したいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事様			
借受人住所 氏名 電話番号 印			
連帯保証人住所 氏名 電話番号 印			

備考 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。

第9号様式(第15条関係)

(表面)

研修資金返還免除申請書			
免 除 申 請 金 額	円		
免 除 申 請 理 由	1 岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項に該当 2 業務に起因する死亡 3 業務に起因する心身故障 4 岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第14条に該当 5 その他 ()		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 額	円
理由発生年月日	年 月 日		
研修修了年月日	年 月 日		
上記のとおり、岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。			
年 月 日			
岐阜県知事 様			
借 受 人 住 所 氏 名 電話番号			
連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号			

(裏面)

業務に従事した期間及び医療機関

期間	医療機関	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
年 月から 年 月まで	医療機関名	電話番号 ()
	所在 地	
県内業務従事期間 合計	年 か月	

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 業務に従事した医療機関の名称、期間等を証する書類
 - (2) 休職及び当該休職に係る期間を証する書類
 - (3) 死亡又は退職の理由及び当該死亡又は退職に係る年月日を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を で囲むこと。
- 3 専門医研修の修了後に業務に従事した医療機関のうち、業務従事対象医療機関（岐阜県特定診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項の知事が指定する医療機関をいう。）を全て記入すること。
- 4 大学院在学期間がある場合は、「医療機関名」に当該大学院の名称を記入すること。

第10号様式（第16条関係）

研修資金返還免除決定通知書

第
年
月
日
号

様

岐阜県知事 印

年　月　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円

第11号様式（第16条関係）

研修資金返還免除不承認決定通知書

第
年
月
日
号

様

岐阜県知事 印

年　月　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

第12号様式 (第17条関係)

研修資金返還猶予申請書			
猶予申請金額	円		
猶予申請期間	年 月 日から	年 月 日まで	
猶予申請理由	1 疾病 2 災害 3 その他 ()		
この資金を借用 し研修を受けた 期間	年 月 ~	年 月	
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還未済額	円

上記のとおり、岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人住所
氏名 印
電話番号

連帯保証人住所
氏名 印
電話番号

備考 猶予申請理由は、該当するものの数字を で囲み、所要事項を記入すること。

第13号様式（第18条関係）

研修資金返還猶予決定通知書

年 月 日
号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号	理由
返還猶予金額	円	
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
返還期間	年 月 日	

第14号様式（第18条関係）

研修資金返還猶予不承認決定通知書

年 月 日
号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医師研修資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号	理由
返還猶予金額	円	
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
返還期間	年 月 日	

平成二十七年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社